

標準共済システム（第三世代）
の防衛省環境に係る
機器等の借入等仕様書

文部科学省共済組合ほか 18 共済組合

令和 7 年 1 1 月

1 件名

標準共済システム（第三世代）の防衛省環境に係る機器等の借入等

2 目的

IT戦略本部が平成15年8月8日に決定した「e-Japan重点計画2003」において、共済業務については、CIO連絡会議の下、財務省が中心となって必要な業務見直しを行うこととされ、平成16年7月30日に「共済業務・システム最適化計画」（各府省情報化統括責任者連絡会議決定）が作成された。

この計画では、共済業務の見直しを行うとともに、共済組合事務システム（以下「標準共済システム」という。）の整備・導入を図ることとされている。

標準共済システムは、「共済業務・システム最適化計画（平成16年7月30日CIO連絡会議決定、平成21年8月28日改訂）」に基づき、共済事務の見直し内容に沿った国家公務員共済組合（以下「共済組合」という。）共通のものとして構築され、平成22年度から本格稼働している。（注1）

その後、採用したソフトウェア製品のサポート終了や、個人番号制度導入など法令制度の変更により大幅な業務の変更が生じることから標準共済システムの更改プロジェクトが平成28・29年度から開始され、令和1年度秋から第二世代標準共済システムが本格稼働に入っている。第二世代標準共済システムの稼働開始から5年程度経過していることから、再度標準共済システムの全面更改を検討することが必要となっている。

また、最近の大規模な医療保険制度改革には個人番号による機関間の情報連携、電子申請など、医療保険者におけるシステム整備と運用が一定レベルでなされていることがその大前提になっているものが多い。このため共済組合においても、他医療保険者と同レベルのシステム整備と運用を維持することは避けられない。

このたび第三世代標準共済システム（以下「次期標準共済システム」という。）への更改に伴って防衛省標準共済システムのサーバ等の機器類を更改することとなり、本仕様書は、次期標準共済システムの防衛省環境に必要な機器等の借入等に係る調達内容を記載したものである。

（注1）次期標準共済システムの共同利用化（集中管理方式）の概要は別紙1「次期標準共済システムの共同利用環境の概要」のとおりである。ただし、防衛省共済組合は共同利用環境ではなく、防衛省環境で稼働している。

3 機器等の導入スケジュール

本仕様書策定時点で想定している次期標準共済システムの機器等の導入スケジュールは下図のとおりである。

タスク		令和7年度												令和8年度												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
マイルストーン															次期標準共済システム本番稼働開始▼									▼現機器撤去		
(参考：関連スケジュール)																										
現防衛省環境に係る機器等の借入等	本番稼働																								機器撤去	
	機器等の借入・保守（ハードウェア・ソフトウェア）																									
次期防衛省環境への移行																		二次試験	データ移行							
次期標準共済システムの防衛省環境に係る機器等の借入等スケジュール																										
次期標準共済システムの防衛省環境に係る機器等の借入等															機器の手配、設定値調整、設置等	機器の設定、各種テスト等		二次試験中の対応	機器等の保守ハードウェア・ソフトウェア							
															機器等の借入ハードウェア・ソフトウェア											
																				本番稼働						

(1) 機器等の据付、設定等に関するスケジュール

機器等の据付、設定等に関するスケジュールは、共済組合と協議の上、調整すること。

(2) 機器等の借入期間等

令和8年10月以降、5年（60か月）間借入を予定している。具体的な借入時期は、共済組合と協議の上、調整すること。

なお、契約は年度毎に行う。

4 借入等内容

(1) 共通事項

① 借入等の範囲及び体制

ア 別途交付する標準共済システムのプログラムコード、ツール及びドキュメント等の資産（以下「標準共済システムの既存資産」という。）を踏まえた上で必要な作業を行うこと。（「4（3）機器等の据付及び設定等」参照）

なお、標準共済システムの既存資産については、情報セキュリティ等を考慮し、本調達の入札公告時点において公開可能な範囲で閲覧に付すので、入札に参加を希望する者は応札前までに必ず閲覧を行うこと。

イ 本仕様書策定時点で想定している次期標準共済システムの防衛省環境のプロジェクト体制と役割は、別紙2「次期標準共済システム防衛省環境に係る体制と役割」の

とおりである。

② プロジェクト管理等

ア 本借入等作業（プロジェクト管理等を含む。）は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和6年5月31日 デジタル社会推進会議幹事会決定）」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版）（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部）」等のドキュメントを踏まえて進めること。

イ 作業の着手に当たっては、別途交付する「導入ガイドライン」、「標準共済システムの保守等要領」、「保守ガイドライン」及び「運用管理設計書」等に基づき、「次期標準共済システムの防衛省環境に係る機器等の借入等に係るプロジェクト計画書」を作成すること。

なお、当該計画書には、作業スケジュール、受託者側業務実施体制、作業場所、セキュリティ対策、会議体等に関する記載を含めること。

ウ 作業の進め方及び作業スケジュール等の検討に当たっては、共済組合側の作業負荷等を十分考慮すること。

エ 作業の実施に際しては、共済組合側が定める各種規程、ルール等の説明を受けた上で、事故・不正行為対策を講ずること。

オ 後述する「4（3）機器等の据付及び設定等」の作業の進捗状況を常に把握し、共済組合側の指示に従って1ヶ月に1回程度の定例的な打合せを設け、作業内容及び結果を報告すること。

なお、当該報告には、課題の管理に関する事項を含むものとする。

また、WBSの作成、出来高計画値（PV）の設定及びEVMによる進捗管理を実施すること。

カ 業務の円滑な運営を図り、共済組合側が求める機能を満たすシステムとするため、共済組合側及びその指定する者との連絡を密にすること。

キ 打合せを実施した場合は、終了後2営業日以内に議事録等を提出すること。

ク 共済組合側への各種報告については、共済組合側のシステムに関する知識・経験を考慮し、容易に理解できるように配慮すること。

ケ 次期標準共済システムの防衛省環境に係る機器等の借入等に係るプロジェクト計画書及び報告書等の各種ドキュメントは、共済組合側の承認を得ること。

また、ドキュメント類の種類、内容、報告の時期等については、事前に共済組合側と協議し、確定すること。

コ 本借入等作業の実施に当たっては、必要な資料の作成及び説明等を行うこと。

サ 必要な作業場所及び設備については、消耗品（納品用媒体等を含む。）を含め受託者が用意すること。

（2）借入対象機器等

機器等の全体構成は、別紙３「次期標準共済システムの防衛省環境に係る機器等全体構成イメージ」のとおりである。

借入対象機器等について、別紙４「機器等内訳及びシステム要求要件」に示す。借入対象機器等を動作させるにあたり、別紙４「機器等内訳及びシステム要求要件」の他に必要な機器等がある場合は、必要となる機器等も借入対象とすること。

なお、防衛省側等で別途調達予定の機器等の要件を別紙５「防衛省環境側等別途調達予定機器等の要件」に示す。

（３）機器等の据付及び設定等

機器等の据付及び設定等に当たっては、共済組合側が別途調達している次期標準共済システムの設計開発業者（以下「次期設計開発業者」という。）及び防衛省共済組合と緊密な連携・調整を図り、円滑に作業を進めること。

① 作業計画書、設定値表等の作成

ア 借入期間終了までの作業内容、スケジュール等を含めた作業計画書を作成し、共済組合側の承認を得て各種作業を実施すること。

イ 受託者決定後に別途提示する「サーバ等設定に関する指示書」等に基づき、共済組合側及び次期設計開発業者と調整の上、必要となる基盤設計を行い、機器の各種設定等に関するドキュメント（設定値表等）を作成すること。

ウ 作業実施中は適宜、進捗状況を共済組合側及び次期設計開発業者に報告するとともに、作業終了時には作業結果を共済組合側及び次期設計開発業者に報告すること。

② 搬入、据付

ア 借入対象機器等は、共済組合側が別途指示する場所（東京２３区内を予定）に搬入し、据付を行うこと。また、サーバ等はラックに搭載し、ケーブル等の接続を行うこと。

イ 借入対象機器等は、搬入時には仮設置場所に据付を行い、令和９年１月に本設置場所である既設の免震架台の上に移設し、据付を行うこと。なお、予定している機器等の設置レイアウトは別紙６「防衛省環境内機器等設置レイアウト」のとおりとする。具体的なレイアウトは別途調整する。また、サーバラックを既設の免震架台に固定する作業は共済組合側の業者が実施する予定のため、本調達の範囲に含まないものとする。

ウ 機器に対しては転倒防止対策を施すこと。なお仮設置場所での据付においても、転倒防止金具（スタビライザー）を取り付ける等の転倒防止対策を施すこと。

エ 機器には、賃貸借物件である旨を明示するためのシールを貼付すること。

オ ネットワーク接続については、業務ＬＡＮに接続するポートの準備は発注者が行うものとし、本調達の範囲に含まないものとする。ただし、本調達内の機器から、準備

されたポートへのLANケーブルの敷設は請負業者が行うこと。

③ 設定、動作確認等

ア 標準共済システムサーバ（共有ディスク装置を含む）、Active Directory サーバ等の設定、動作確認等は以下のとおりとし、詳細は受託者決定後に別途提示する「サーバ等設定に関する指示書」によること。必要に応じて指示書に記載のない内容に関しても、システムとして正常動作するための対策を行うこと。ただし、「サーバ等設定に関する指示書」は動作確認済ソフトウェアを前提としたものであり、それ以外のソフトウェアを選定した場合は、適宜、読み替えること。なお、「サーバ等設定に関する指示書」を提示するにあたり、共済組合側より必要な項目等の情報提供を求められた場合は、該当する情報を提供すること。

（ア）機器等の構築

（イ）OS（仮想化環境ソフトウェアを含む。以後、同様。）のインストール及び設定

（ウ）OSのパッチ（サービスパック、セキュリティパッチ）の適用

（エ）OSの単体での動作確認（電源投入確認、起動確認、ファイルのRead/Write 確認等）

（オ）OS以外のソフトウェアについては、パッチ媒体（修正、セキュリティパッチ等）を納入し、インストール、設定及び動作確認を行うこと。また、防衛省側で別途調達予定のソフトウェア（別紙5「防衛省環境側等別途調達予定機器等の要件」参照）についてもインストール、設定及び動作確認を行うこと。

イ サーバ以外の機器については、単体での動作確認を行うこと。

④ その他

ア 設定、動作確認後、共済組合側または次期設計開発業者の検認において承認を得られなかった場合は、次期標準共済システムが問題なく稼動するための措置を講ずること。

ただし、次期標準共済システムに対してカスタマイズを行うことは基本的に認めない。

また、前述の措置を講ずるために市販ソフトウェア等に対してカスタマイズを行った場合、カスタマイズを行った範囲については、受託者の責任において保守（「4（5）保守」を指す。）を行うこと。

イ 機器の据付、設定等にあたって発生した廃材（梱包材等）は持ち帰ること。

ウ 機器の搬入にあたっては、搬入場所及び経路の建物や設備を損壊させないよう養生を行うこと。

エ 機器の据付等に当たっては、共済組合側の指示及び共済組合側の指定する施設管理者等の指示に従って作業を行うこと。

（4）借入準備作業

① 環境調整作業

防衛省環境の利用を開始する準備として、借入対象の機器、BIOS、OS等ソフトウェアのパッチ情報を収集し、適宜発行状況を提供すること。次期設計開発業者がパッチ適用による影響検討の際には情報提供を行い、次期設計開発業者と協議の上賃貸借開始前に必要であれば最新パッチの適用を行うこと。

② 二次試験運転

令和8年8月1日から賃貸借開始までの期間、賃貸借する環境を次期設計開発業者が操作し性能等二次試験を行うため通電し本番同様に動作させること。試験運転の期間は令和8年9月中を予定している。9月末までに次期設計開発業者が環境試験結果を共済組合に報告する。

③ 二次試験対応（問い合わせ対応）

試験期間中に次期設計開発業者より機器及びソフトウェアの技術問い合わせに対応すること。なお、受付及び対応は平日9：00～18：00とする。

④ 二次試験対応（不具合発生時）

試験期間中に機器等に不具合が起きた場合は速やかに状況把握、原因調査及び対応策の立案を行うこと。不具合解析のためのログを取得する場合は受託者が取得し、解析すること。この経緯や対応状況などについては共済組合及び次期設計開発業者に速やかに報告し、その後の対処について提案及び協議し、試験運転に支障をきたさないスケジュールで対処を行うこと。なお、本対応については平日9：00～18：00とする。

⑤ 保守準備

受託者は保守開始にあたり以下のドキュメントを作成し、共済組合等関係者の合意を得ること。

- ・ 年間保守スケジュール
- ・ 保守体制
- ・ 問合せ窓口（窓口は一元化すること）
- ・ 保守実施フロー（技術問合せ）
- ・ 保守実施フロー（定期点検）
- ・ 保守実施フロー（故障対応）
- ・ 保守実施フロー（パッチ適用対応）
- ・ 問合せ対応管理表（月次/年次報告様式）
- ・ 故障管理一覧（月次/年次報告様式）
- ・ 保守作業管理表（月次/年次報告様式）
- ・ 保守実施報告書（作業単位報告様式）
- ・ 更新プログラム管理一覧（月次/年次報告様式）
- ・ SLA 評価報告書（月次/年次報告様式）

- ・ 復旧手順書（サーバ）
- ・ 復旧手順書（ネットワーク機器）
- ・ 復旧手順書（ディスク装置）

⑥ 次期設計開発業者への作業手順引継ぎ

受託者は保守開始にあたり以下の手順書を作成し、設計開発業者へ引き継ぐこと。

- ・ 機器の起動・停止手順
- ・ システムバックアップ手順
- ・ Microsoft Failover Cluster 操作手順
- ・ その他必要な手順（次期設計開発業者と協議の上作成する）

（５）保守等

① 保守対象機器等

本件調達で借り入れる全ての機器等（ＯＳ、ソフトウェアを含む）とする。

② 保守対象期間

令和８年１０月から５年（６０か月）とする。

③ 保守時間帯

本対応に係る作業時間帯は、平日の９：００～１８：００とする。ただし、共済組合側の要請により緊急対応が必要な場合は、上記によらず保守作業を行うこと。

④ 障害等の対応

ア 機器等の障害の発生に対して迅速な対応がとれる体制をとること。保守要員の現地派遣が必要な場合は、障害受付後、原則として２時間以内に到着できること。また、ハードウェア障害発生時は、原則として４８時間以内で復旧を行うこと。

イ ハードウェアの障害時は、当該機器等またはそれを構成する部品等の交換・修理等を迅速に、消耗品以外は無償で対応すること。（ただし、ＵＰＳのバッテリー及びＳＳＤは無償とすること。）

ウ 本調達で提供される機器、ソフトウェアが関与する疑いのある全ての障害、不具合等に対し、発生後速やかに状況把握、原因調査を行い、共済組合の承認を得た上で、速やかにすること。

エ 共済組合が障害及び不具合の解消のために必要であると判断した場合は、システムの運用保守事業者と直接連携を図り、障害及び不具合解消に向けて協力すること。

オ 障害及び不具合状況によって施設内への立入り（いわゆるオンサイト対応）が必要と判断される場合は速やかにこれを提案し、共済組合の承認を得た上でこれを実施すること。

⑤ 定期点検

ア 共済組合側と調整して、年1回以上の定期点検を実施すること。作業内容は、別紙7「借入対象機器等の定期点検内容」に記載のものを含むこと。

イ 定期点検等作業を行う場合、事前に作業概要及びおおよその実施スケジュールを共済組合へ説明し合意を得て実施すること。

⑥ 再インストール等

サーバのハードディスク交換等により各種ソフトウェアの再インストール、各種環境設定が必要な場合は、共済組合側が機器の調達後に提示する「サーバ等設定に関する指示書」に基づき、以下の作業を速やかに行うこと。なお、作業終了後は共済組合側の確認を受けること。

ア 機器等の構築

イ OSの再インストール

ウ バックアップ管理ツールの再インストール・設定

エ バックアップ媒体（システムバックアップ）からの復元

オ バックアップ媒体（データベースバックアップ）からの復元

カ 単体での動作確認（電源投入確認、起動確認、ファイルのRead/Write 確認等）

⑦ ソフトウェア、ファームウェア及びBIOS等の更新

ア 借入対象としたソフトウェア、ファームウェア及びハードウェアのBIOS等に関する修正パッチ、セキュリティパッチ（注2）の発行状況等を提供すること。

（注2）OSのWSUS配付対象外のパッチ、及びウイルス対策ソフトのパッチを含む

イ 上記パッチについて、対処方法（暫定対処、本格対処等）及び対処計画について共済組合と協議し、確定すること。

ウ 上記パッチについて、共済組合側の指示に従い、パッチ適用作業を実施すること。

エ 借入対象としたソフトウェア等の故障により、データベース破損等が発生した場合は、共済組合側が提示する運用マニュアル等に従ってバックアップデータからのデータベース復旧作業を行うこと。

⑧ その他

ア 借入対象機器等について、電話、電子メール等によるサポート体制が完備されていること。

イ 保守に係る連絡窓口は一本化すること。

ウ 保守を実施した場合は、「保守実施報告書」（様式適宜）を作成し、共済組合側の確認を受けること。

エ 保守の実施に係る費用は、追加費用が発生することなく契約金額内で対応すること。
なお、通常の使用状況で障害があった場合についても同様とする。

オ 共済組合側が指定した者からの操作、設定等に関する質問に対して共済組合側が指定した期日までに回答すること。また、共済組合側が必要と認めた場合は打合せ等を実施すること。

カ 借入期間終了後（再度借入を行った場合はその期間終了後）の機器等は、設定情報等を削除した後に撤去すること。ただし、その費用については、当該機器等の撤去時に共済組合と費用負担について協議するものとする。（設定情報等の削除は、防衛省共済組合外での物理的削除、バックアップ媒体はこの削除対象外とする予定。）

5 納入成果物

以下の納入成果物を作成し、令和8年10月30日（金）までに納入すること。なお、各種ドキュメントは、日本語で記載し、原則として Microsoft Word 及び Microsoft Excel の電子ファイルで作成すること。また、電子媒体一式も併せて納入すること。

- (1) 次期標準共済システムの防衛省環境に係る機器等の借入等に係るプロジェクト計画書
- (2) 機器等の一覧を記載した借入物品リスト
- (3) 基盤設計に関するドキュメント 一式
- (4) 機器各種設定等に関するドキュメント 一式
- (5) 受託者が打合せ等において共済組合側へ提示した資料 一式
- (6) 借入機器等の日本語マニュアル 一式
- (7) 機器据付・各種設定に関するドキュメント 一式
- (8) 各サーバのバックアップ媒体（正副） 一式
- (9) バックアップ取得手順書 一式
- (10) リストア手順書 一式
- (11) その他必要なドキュメント等 一式

6 納入場所

共済組合側が別途指示する場所

7 保証

- (1) 機器の搬入・据付に関連して発生した一切の事故・障害及び諸設備等の破損に関しては、受託者の負担と責任において適切な対応を行うこと。
- (2) 本仕様書に基づき借入対象機器等の瑕疵に関しては、受託者の負担と責任において適切な対応を行い、必要に応じて関連するドキュメントを修正して提出すること。
- (3) 本仕様書に基づき借入対象機器等に正常な使用状態で不具合が発見された場合には、当該借入対象機器等を受託者の負担と責任において改良、修理または交換すること。
- (4) 借入対象機器等の稼動・保守については、物品の製造者の如何にかかわらず、受託者が最終責任を負うこと。
- (5) 借入対象機器等は、借入開始から5年（60か月）間は部品などの保守が可能なこと。
また5年1か月（61か月）目以降は在庫枯渇した場合を除き保守が可能なこと。
- (6) 借入対象機器等は、当該機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置が継続的にとられており、当該措置の実施状況を証明する資料を提出可能であること。また、当該機器等に不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立しており、当該構成管理体制が書類等で確認できること。

8 入札書の記載金額

- (1) 入札書には、次の金額を記載すること。なお、共済組合側はこの記載金額を超えた予算措置を原則行わない。また、借入期間の延長をする場合でも、借料を上回ることなく、再契約可能なこと。
- ① 導入一時費用（機器等の据付及び設定等に要する費用、バックアップ媒体に要する費用。）
 - ② 借入準備期間における対応費用
 - ③ 借入対象機器等の借料60か月分（令和8年10月から60か月分の借料、撤去を除く保守等に要する費用）
- (2) 本調達の実行方法は、導入一時費用（後述の令和7年度支払分除く）、借入準備期間における対応費及び借入対象機器等の借料を合わせて賃貸借によるものとする（賃貸借期間の月割り計算額は同額とする）。令和7年度支払分の導入一時費用は上限を税込2,000,000円とする。
- ① 賃貸借期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日（5年）
 - ② 賃貸借料金は年度単位の年額とする。ただし、賃貸借期間が1年に満たない年度にあっては、月割り計算により算出した額とする。
- (3) 本調達物品等を第三者を通して貸し付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有する証明をした者であること。

9 その他

- (1) 本仕様書は受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものであることから、本仕様書に明記していない事項であっても、本業務に必要と認められる事項は実施すること。
- (2) 詳細については、共済組合側の指示によること。
- なお、本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、共済組合側と協議の上決定することとし、この場合、受託者は、当該協議に関する議事録を作成の上、共済組合側に確認を得ること。
- (3) 日本語での対応ができること。
- (4) 以下の条件を満たす体制を確保できること。
- ① ISO等の公的機関による認証若しくはこれと同等以上の品質制度を有している組織・部門が本借入等作業を実施すること。
 - ② 本借入等作業のリーダーは、プロジェクトマネジメントに関する公的資格を有すること。
- (5) 作業過程において、機器等の亡失、損傷等の事故が発生した場合は、速やかに共済組合側に連絡すること。

- （６）本借入等作業の実施の際、同施設内にある既存システムに影響やトラブルを与えないこと。また、受託者の責任に起因して、正常な業務の提供がなされなかった場合、または同施設内にある既存システムに影響やトラブルを与えた場合については、契約条項上の「瑕疵等による債務不履行」に該当するものとする。
- （７）システムとして正常に動作するよう、次期設計開発業者等と相互に協力して作業を行うこと。
- （８）受託者において、意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等で原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出できること。
- （９）再委託先においても、契約上受託者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を確保すること。また、受託者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、共済組合側に報告すること
- （１０）本仕様書に基づく業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、共済組合側が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、共済組合側が定めた実施内容に基づく情報セキュリティ監査を受託者は受け入れること。（共済組合側が別途選定した事業者による監査を含む。）